議案第二十四号

中 央 X 立 幼 稚 袁 教 育 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 日 休 暇 等 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例

右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中 央 区 立 幼 稚 袁 教 育 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 日 休 暇 等 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例

中 央 区 立 幼 稚 亰 教 育 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 日 休 暇 等 に 関 す る 条 例 平 成 + 年 三 月 中 央 区 条 例 第

号)の一部を次のように改正する。

第 +条 第 項 前 段 中 含 む \mathcal{O} 下 に _ 0 以 下 配 偶 者 等 _ と 1 う を 加 え る

第 十 条 \mathcal{O} 見 出 L を 含 む 中 \equiv 歳 に 満 た な 1 を 小 学 校 就 学 \mathcal{O} 始 期 に 達 す る ま で \mathcal{O} に 改 8

る。

第十一条の三の見出しを削る。

第 + 七 条 第 項 各 号 中 子 \mathcal{O} 看 護 \mathcal{O} た \otimes \mathcal{O} 休 暇 を 子 \mathcal{O} 看 護 等 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 休 暇 __ に 改 \Diamond る

第十九条の前に次の二条を加える。

配 偶 者 等 が 介 護 を 必 要 と す る 状 況 に 至 0 た 職 員 に 対 す る 意 向 確 認 等

第 + 八 条 \mathcal{O} 兀 教 育 委 員 会 は 職 員 が 配 偶 者 等 が 当 該 職 員 \mathcal{O} 介 護 を 必 要 لح す る 状 況 に 至 0 た ک لح を 申 L 出

た لح き は 当 該 職 員 に 対 L て 仕 事 لح 介 護 لح \mathcal{O} 両 立 12 資 す る t \mathcal{O} と L て 教 育 委 員 会 規 則 で 定 \Diamond る 制 度 又

8 る 事 項 を 知 5 せ る と لح ŧ に 介 護 両 立 支 援 制 度 等 \mathcal{O} 請 求 申 告 又 は 申 請 次 条 に お 1 7 請 求 等 لح

は

措

置

以

下

ک

 \mathcal{O}

条

及

び

次

条

に

お

11

7

_

介

護

両

<u>\(\frac{1}{2} \)</u>

支

援

制

度

等

と

1

う。

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

教

育

委

員

会

規

則

で

定

1 に 係 る 当 該 職 員 \mathcal{O} 意 向 を 確 認 す る た 8 \mathcal{O} 面 談 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 教 育 委 員 会 規 則 で 定 \Diamond る 措 置 を 講 じ な け

ればならない。

2 教 育 委 員 会 は 職 員 に 対 L て、 当 該 職 員 が 兀 + 歳 に 達 L た 日 \mathcal{O} 属 す る 年 度 兀 月 日 カン 5 翌 年 \mathcal{O} 月

(勤務環境の整備に関する措置)

三

+

日

ま

で

を

いう。

に

お

1

て、

前

項

に

規

定

す

る

事

項

を

知

5

せ

な

け

れ

ば

な

5

な

11

第 + 八 条 \mathcal{O} 五. 教 育 委 員 会 は 介 護 両 <u>\f</u> 支 援 制 度 等 \mathcal{O} 請 求 等 が 円 滑 に 行 わ れ る ょ う に す る た 8 次 12 掲 げ

る措置を講じなければならない。

職 員 に 対 す る 介 護 両 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 支 援 制 度 等 に 係 る 研 修 \mathcal{O} 実 施

介 護 両 立 支 援 制 度 等 に 関 す る 相 談 体 制 \mathcal{O} 整 備

三 前 号 12 掲 げ る 措 置 \mathcal{O} ほ カン 教 育 委 員 会 規 則 で 定 \Diamond る 介 護 両 立 支 援 制 度 等 に 係 る 勤 務 環 境 \mathcal{O} 整 備

12

関する措置

附 則

(施行期日)

1

ح \mathcal{O} 条 例 は 令 和 七 年 兀 月 日 カン 5 施 行 す る。 た だ L 次 項 \mathcal{O} 規 定 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す る。

施行前の準備)

2 ک 第 \mathcal{O} 項 条 \mathcal{O} 例 に 規 ょ 定 に る 改 ょ る 正 超 後 過 \mathcal{O} 勤 中 央 務 区 \mathcal{O} 制 立 限 幼 に 稚 係 遠 る 教 請 育 職 求 員 $\widehat{\Xi}$ \mathcal{O} 歳 勤 カン 務 5 時 小 間 学 休 校 就 日 学 休 \mathcal{O} 始 暇 等 期 に に 関 達 す す る る ま 条 で 例 第 \mathcal{O} 子 + を 養 条 \mathcal{O}

す る た 8 12 行 う ŧ \mathcal{O} に 限 る。 は \mathcal{O} 条 例 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 前 に お て ŧ 行 う ے ک が で `きる。

(説 明)

制度を利 超過勤務の免除対象の 用 やすい 環 境 \mathcal{O} 要件に係る子の範囲 整 備に つい て必要な事 の拡大等をするとともに、 項を定めるため、 この条例案を提出 仕事と介護の両立支援に係る し ます。